伊万里市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第4号

伊万里市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(伊万里市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 伊万里市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号まで」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その 他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の2第2項中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第8条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第9条第2項第1号中「いう。)。」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関が2以上 ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が5万 5,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当 該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、 5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第9条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、 同条第2項の次に次の1項を加える。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第15条の3の2第1項中「災害への対処その他の臨時又は緊急の」を「臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の」に、「以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した」を「(次項において「週休日等」という。)に勤務をした」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定による勤務1回につき、4,300円を超えない範囲内において規則で定める額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,600円を超えない 範囲内において規則で定める額
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,300円を超えない範

囲内において規則で定める額

第15条の3の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊 急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる 時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該 職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条中「第7条、第8条及び第8条の3」を「第4条第3項から第11項 まで及び第7条」に改める。

別表第1を次のように改める。

「別紙1」

別表第2を次のように改める。

「別紙 2 」

(伊万里市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 伊万里市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第5条の2に次の1項を加える。

2 新たに別に定める技能労務職員の給料表の適用を受ける職員となったことに 伴い、住居を移転し、父母の疾病等やむを得ない事情により、同居していた配 偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直 後に在勤する勤務箇所に通勤することが困難であると認められるもののうち、 単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を 支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対して単身赴任手当 を支給する。

第18条第1項及び第2項中「、第4条の3」を削る。

(伊万里市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 伊万里市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「第6条の2から第8条まで、第8条の3及び第15条の7」を「第6条の2から第7条まで及び第8条の3」に改め、同条第2項中「及び第15条の4第2項」を「、第15条の4第2項及び第15条の7第2項第1号」に、「100分の172.5」を「100分の95」に、「とする」を「と、給与条例第15条の7第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする」に改める。

(伊万里市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 伊万里市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年条例第 25号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第6条の2に次の1項を加える。

2 新たに別に定める企業職員の給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、 住居を移転し、父母の疾病等やむを得ない事情により、同居していた配偶者と 別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在 勤する勤務箇所に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で 生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給さ れる職員との権衡上必要があると認められる職員に対して単身赴任手当を支給 する。

第11条の2中「災害への対処その他の臨時又は緊急の」を「臨時又は緊急の 必要その他の公務の運営の」に、「以外の日の午前0時から午前5時までの間に 勤務した」を「に勤務をした」に改め、同条に次の1項を加える。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊 急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(前項に規定する週休 日又は休日に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤 務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条第1項及び第2項中「、第5条の3」を削る。

(伊万里市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部 改正)

第5条 伊万里市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和 4年条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてこの条例による 改正前の伊万里市職員の給与に関する条例別表第1の適用を受けていた職員であ って同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務 の級であったものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日 の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けてい た号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号級の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずる ものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該 準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市 長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の

伊万里市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第7条の規定の適用については、同条第2項中

 \rfloor

「(5) 重度心身障がい者

とあるのは

- 「(5) 重度心身障がい者
- (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(補則)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表 (附則第2項関係)

職員の号給の切替表

| 職務の級旧号給 | 3級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7級 |
|---------|----|-----|-----|-----|----|
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 6 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 11 | 7 | 3 | 3 | 1 | 1 |
| 12 | 8 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| 13 | 9 | 5 | 5 | 1 | 1 |
| 14 | 10 | 6 | 6 | 2 | 1 |
| 15 | 11 | 7 | 7 | 3 | 1 |
| 16 | 12 | 8 | 8 | 4 | 1 |
| 17 | 13 | 9 | 9 | 5 | 1 |

| 18 | 14 | 10 | 10 | 6 | 2 |
|----|----|----|----|----|----|
| 19 | 15 | 11 | 11 | 7 | 3 |
| 20 | 16 | 12 | 12 | 8 | 4 |
| 21 | 17 | 13 | 13 | 9 | 5 |
| 22 | 18 | 14 | 14 | 10 | 6 |
| 23 | 19 | 15 | 15 | 11 | 7 |
| 24 | 20 | 16 | 16 | 12 | 8 |
| 25 | 21 | 17 | 17 | 13 | 9 |
| 26 | 22 | 18 | 18 | 14 | 10 |
| 27 | 23 | 19 | 19 | 15 | 11 |
| 28 | 24 | 20 | 20 | 16 | 12 |
| 29 | 25 | 21 | 21 | 17 | 13 |
| 30 | 26 | 22 | 22 | 18 | 14 |
| 31 | 27 | 23 | 23 | 19 | 15 |
| 32 | 28 | 24 | 24 | 20 | 16 |
| 33 | 29 | 25 | 25 | 21 | 17 |
| 34 | 30 | 26 | 26 | 22 | 18 |
| 35 | 31 | 27 | 27 | 23 | 19 |
| 36 | 32 | 28 | 28 | 24 | 20 |
| 37 | 33 | 29 | 29 | 25 | 21 |
| 38 | 34 | 30 | 30 | 26 | 22 |
| 39 | 35 | 31 | 31 | 27 | 23 |
| 40 | 36 | 32 | 32 | 28 | 24 |
| 41 | 37 | 33 | 33 | 29 | 25 |
| 42 | 38 | 34 | 34 | 30 | 26 |
| 43 | 39 | 35 | 35 | 31 | 27 |
| 44 | 40 | 36 | 36 | 32 | 28 |
| 45 | 41 | 37 | 37 | 33 | 29 |
| 46 | 42 | 38 | 38 | 34 | 30 |
| 47 | 43 | 39 | 39 | 35 | 31 |
| 48 | 44 | 40 | 40 | 36 | 32 |
| 49 | 45 | 41 | 41 | 37 | 33 |
| 50 | 46 | 42 | 42 | 38 | 34 |
| 51 | 47 | 43 | 43 | 39 | 35 |
| 52 | 48 | 44 | 44 | 40 | 36 |
| 53 | 49 | 45 | 45 | 41 | 37 |
| 54 | 50 | 46 | 46 | 42 | 38 |
| 55 | 51 | 47 | 47 | 43 | 39 |
| 56 | 52 | 48 | 48 | 44 | 40 |
| 57 | 53 | 49 | 49 | 45 | 41 |
| 58 | 54 | 50 | 50 | 46 | 42 |
| 59 | 55 | 51 | 51 | 47 | 43 |
| 60 | 56 | 52 | 52 | 48 | 44 |
| 61 | 57 | 53 | 53 | 49 | 45 |
| 62 | 58 | 54 | 54 | 50 | |
| | | | | | |

| 63 | 59 | 55 | 55 | 51 | |
|-----|-----|----|----|----|--|
| 64 | 60 | 56 | 56 | 52 | |
| 65 | 61 | 57 | 57 | 53 | |
| 66 | 62 | 58 | 58 | 54 | |
| 67 | 63 | 59 | 59 | 55 | |
| 68 | 64 | 60 | 60 | 56 | |
| 69 | 65 | 61 | 61 | 57 | |
| 70 | 66 | 62 | 62 | 58 | |
| 71 | 67 | 63 | 63 | 59 | |
| 72 | 68 | 64 | 64 | 60 | |
| 73 | 69 | 65 | 65 | 61 | |
| 74 | 70 | 66 | 66 | 62 | |
| 75 | 71 | 67 | 67 | 63 | |
| 76 | 72 | 68 | 68 | 64 | |
| 77 | 73 | 69 | 69 | 65 | |
| 78 | 74 | 70 | 70 | | |
| 79 | 75 | 71 | 71 | | |
| 80 | 76 | 72 | 72 | | |
| 81 | 77 | 73 | 73 | | |
| 82 | 78 | 74 | 74 | | |
| 83 | 79 | 75 | 75 | | |
| 84 | 80 | 76 | 76 | | |
| 85 | 81 | 77 | 77 | | |
| 86 | 82 | 78 | 78 | | |
| 87 | 83 | 79 | 79 | | |
| 88 | 84 | 80 | 80 | | |
| 89 | 85 | 81 | 81 | | |
| 90 | 86 | 82 | 82 | | |
| 91 | 87 | 83 | 83 | | |
| 92 | 88 | 84 | 84 | | |
| 93 | 89 | 85 | 85 | | |
| 94 | 90 | 86 | | | |
| 95 | 91 | 87 | | | |
| 96 | 92 | 88 | | | |
| 97 | 93 | 89 | | | |
| 98 | 94 | 90 | | | |
| 99 | 95 | 91 | | | |
| 100 | 96 | 92 | | | |
| 101 | 97 | 93 | | | |
| 102 | 98 | | | | |
| 103 | 99 | | | | |
| 104 | 100 | | | | |
| 105 | 101 | | | | |
| 106 | 102 | | | | |
| 107 | 103 | | | | |
| | | | | | |

| 108 | 104 | | |
|-----|-----|--|--|
| 109 | 105 | | |
| 110 | 106 | | |
| 111 | 107 | | |
| 112 | 108 | | |
| 113 | 109 | | |